

霧島市予防接種健康被害調査委員会設置条例及び霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市予防接種健康被害調査委員会設置条例及び霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年6月3日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市予防接種健康被害調査委員会設置条例及び霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部改正)

第1条 霧島市予防接種健康被害調査委員会設置条例（平成17年霧島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号中「始良郡医師会」を「始良地区医師会」に改める。

(霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第1号中「始良郡医師会」を「始良地区医師会」に改める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(提案理由)

社団法人始良郡医師会が公益社団法人始良地区医師会として県の認可を受けたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。